

相互協力による借受資料に関する取扱規程

工学・情報理工学図書館運営委員会

平成 22 年2月10 日制定

平成 26 年6 月3 日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、東京大学工学・情報理工学図書館利用規則第13条（相互協力）により他大学図書館等（以下「受付館」という）から借り受けた資料及びデジタル化送信資料（以下「借受資料」という）の取扱について定めるもので、当館において資料適正に利用することを目的とする。

(貸出条件の遵守)

第2条 利用者は、受付館が定める条件に従わなければならない。

第3条 借受資料の複製については、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（平成18年1月1日社団法人日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会）に基づき実施する。

2 受付館が借受資料の複製を明示的に禁止している場合は、複製をしない。また、受付館より借受資料の複製についての指示がある場合は、その指示に従う。

3 利用者が借受資料の複写を申し出た場合には、受付館の指示を確認の上、図書館職員が複写物を作成する。

(返却)

第4条 利用者は、借受資料を指定された期間内に必ず返却しなければならない。

第5条 借受資料は、受付館から要求があれば直ちに返却しなければならない。

(経費の負担)

第6条 図書館資料の借用及び利用に要した経費については、利用者が負担する。

(賠償の義務)

第7条 利用者は、借受資料を破損または紛失した場合において、受付館から要求のあった修理または弁償に係る経費を負担しなければならない。

附 則

この規則は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月3日から施行し、平成26年4月1日から実施する。